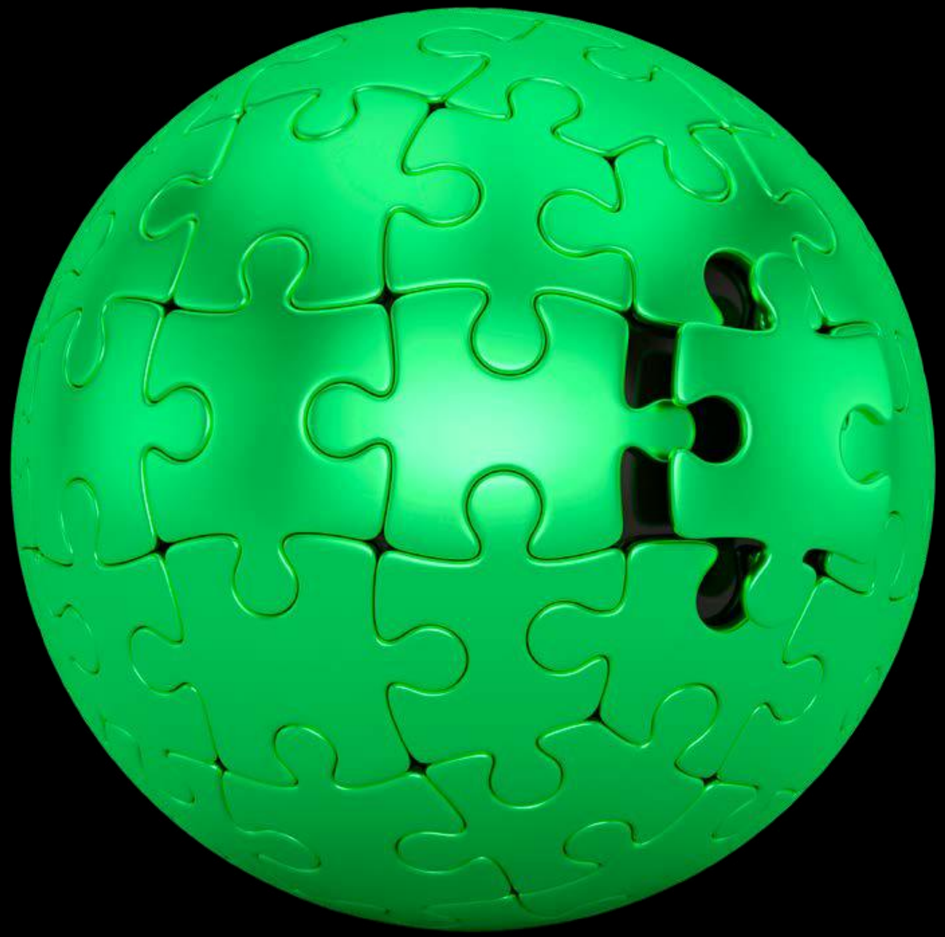
Deloitte.
デロイト トーマツ

トーマツ.



iGAAP in Focus
財務報告

IASBは、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項の適用後レビューについて意見を募集する

2026年10月

有限責任監査法人トーマツ

概要

本IGAAP in Focusでは、国際会計基準審議会（IASB）が2026年9月28日に公表した情報要請 （RFI）「IFRS第9号及びIFRS第7号の適用後レビュー—ヘッジ会計の要求事項」を解説する。

- IASBは、IFRS第9号「金融商品」のヘッジ会計の要求事項及びIFRS第7号「金融商品:開示」の関連する開示要求の適用後レビュー （PIR） に関する利害関係者のフィードバックを求めている。
- IASBは、以下の点についてフィードバックを求めた。
 - 要求事項が全体的に意図したとおりに機能し、目的を満たしているか
 - 要求事項の適用、監査および執行のコスト、並びにそれらを適用することによる全体的な便益が予想どおりであるか
- 利害関係者は、IASBがこのレビューの一環として検討すべきその他の事項を提案することも求められる。
- RFIは2027年1月26日までコメントを募集している。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

背景

IFRS第9号は、2018年1月1日以後開始する事業年度に、その前身であるIAS第39号「金融商品:認識及び測定」を置き換えたものであり、とりわけ、企業のヘッジ会計とリスク管理活動との整合性を高めることを目的としたヘッジ会計モデルを導入した。

IASBは、動的リスク管理活動の会計に関する別個のプロジェクトが完了するまでの間、以下の会計方針の選択を企業に認めることを決定した。

- すべてのヘッジ関係にIAS第39号を引き続き適用する。
- IFRS第9号を以下のいずれかに適用する。
 - すべてのヘッジ関係
 - IAS第39号の特定の要求事項を適用することができる金融資産または金融負債のポートフォリオの金利エクスポージャーの公正価値ヘッジ （マクロヘッジ会計） を除く、すべてのヘッジ関係。

IFRS第7号に含まれるヘッジ会計の開示要求は、企業がIFRS第9号又はIAS第39号のヘッジ会計要求事項のいずれを適用することを選択したかに関わらず適用される。

IASBは、IFRS第7号の関連する開示要求とともに、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項に関するPIRを実施する。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

回答者への質問

IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項の全体的な評価

IFRS第9号は、IAS第39号に含まれるヘッジ関係の種類（キャッシュ・フロー・ヘッジ、公正価値ヘッジおよび在外営業活動体への純投資ヘッジ）又はIAS第39号のヘッジ会計のメカニズムを根本的に変更するものではなく、企業のヘッジ会計とリスク管理活動との整合性を高めることにより、財務諸表の意思決定の有用性を向上させることを目的としている。

IFRS第9号のヘッジ会計モデルは、企業のリスク管理活動をヘッジ会計に適格とすべきヘッジ対象及びヘッジ手段の決定の基礎として使用しているため、より多くの適格なヘッジ対象およびヘッジ手段を認めている。その結果、IFRS第9号を適用する場合には、IAS第39号を適用する場合よりも、より多くのリスク管理に使用されるヘッジ戦略が、ヘッジ会計に適格となる可能性がある。

IASBは、IFRS第9号の原則に基づくヘッジ会計モデルが、企業のヘッジ戦略の経済的実質を財務諸表によりよく反映することを期待している。具体的には、このモデルが以下となることを期待している。

- 企業がヘッジ活動の業績及び経済的影響を説明するために、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づかない（非GAAP）指標を提供する必要性を減少させること
- ヘッジ活動に関する情報及び当該活動が基本財務諸表に与える影響に関する情報を注記において提供することを企業に要求することによって、財務諸表の比較可能性および透明性を改善すること。

RFIでは、利害関係者に対し、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項が意図したとおりに機能し、目的を達成しているかどうかについて意見を求めている。

また、回答者には、IFRS第9号の関連する経過措置を含め、IAS第39号を廃止するために提案された時期およびアプローチについても意見を求めている。

見解

RFIによれば、利害関係者からの初期的なフィードバックでは、IFRS第9号のヘッジ会計モデルは全体的に意図したとおりに機能しており、会計上の成果を企業の実際のリスク管理活動との整合性が向上していることが示された。IAS第39号と比較した場合、利害関係者は、大幅な改善点として、80% -125%の有効性テストの廃止と、非金融商品項目のリスク要素を指定できるようになったことを挙げた。企業がヘッジ対象として、自然依存電力の変動する名目数量を指定できるようにするIFRS第9号の最近の修正も歓迎されており、一部の利害関係者は、この例外のより広範な適用を支持している。しかし、利害関係者は、重大な判断、コスト又は負担が生じる領域も識別しており、さらなるガイダンスが有用であると考えられると述べている。例えば「可能性が非常に高い」規準の適用、「ヘッジのコスト」アプローチの適用、「バランス再調整」の概念および「ベーシス・アジャストメント」の適用についてである。

RFIでは、IASBは、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用するための当初および継続的なコストが、その適用の監査及び実施のコストを含め、IASBの予想と概ね一致しているかどうかを評価するよう回答者に求めている。全体的なコストが予想よりも著しく大きい場合、回答者は、IASBがコストをどのようにして削減できるかを提案し、それらの提案が要求事項の便益にどのように影響を与えるのかを説明するよう求められる。

また、IASBは、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用した結果、情報の利用者にもたらされる全体的な便益は、IASBが予想した通りであるかどうかを評価するよう回答者に求めている。全体的な便益が予想よりも著しく低いものである場合、回答者は、IASBが提供する情報の有用性を改善するためにできる方法を提案することを求められる。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

回答者への質問

IFRS第7号におけるヘッジ会計の開示要求の全体的な評価

IASBは、IFRS第9号に関するプロジェクトの一環として、財務諸表の利用者が企業のリスク管理活動およびヘッジ会計が財務諸表に及ぼす影響をよりよく理解できるように、IFRS第7号のヘッジ会計の開示要求も修正した。

RFIでは、IASBは、回答者の見解において、IFRS第7号のヘッジ会計の開示要求がその目的を満たしているかどうかを理解しようとしており、満たしていない場合は、その理由を回答者に説明するよう求めている。

修正IFRS第7号は、企業に対し、以下に関する情報を財務諸表の単一の注記 （又は独立のセクション）で開示することを要求している。

- 企業のリスク管理戦略
- 企業のヘッジ活動が将来のキャッシュフローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与える可能性があるのか
- ヘッジ会計が企業の財務諸表に与えた影響

IASBは、この情報を財務諸表の単一の注記 （または独立のセクション) に表示することで、財務諸表の利用者が異なる企業にまたがる情報を容易に見つけて比較できるようになり、分析のコストが低減されることを予想した。さらに、IASBは、IFRS第7号におけるヘッジ会計の開示要求の修正により、企業がより多くのデータを捕捉することを要求することになり、適用開始時のコストと継続的コストの両方を生じさせるが、企業がこれらの開示のためのデータ収集を財務報告システム及びプロセスに直接組み込んだ後には、継続的コストは大きく削減される可能性があると予想した。

見解

RFIによると、ヘッジ会計の開示要求に関する初期的なフィードバックでは意見が分かれていた。財務諸表の利用者の中には、開示がより意思決定に有用であると考える者もいたが、一部の利害関係者は、細かさの水準の著しいばらつき、ボイラープレートの開示の過度の使用、提供される情報に対する文脈が不十分であること、および企業間の一貫性の欠如も指摘した。一部の利害関係者は、バランス再調整及びヘッジ終了の決定、経済的及び構造的なヘッジ活動、ヘッジの存続期間及びヘッジの更新の決定に関する追加情報の提供が有用である可能性があると述べた。多くの作成者は、IFRS第7号の開示は、システムが必要なデータを自動的に生成できないことが多く、手作業での計算が必要である一方、これらの開示に関する広範な監査手続が監査報酬を増加させるため、コストと負担が大きいと考えていると述べた。

財務諸表の利用者の中には、自らの定量的モデルで詳細な開示を使用していない場合でも、ヘッジ会計の適用は効果的なリスク管理の指標であると考えていると述べた者もいた。

RFIにおいて、IASBは回答者に対し、IFRS第7号のヘッジ会計開示要求事項を適用することによって得られる情報の全体的な便益、およびこれらの要求事項を適用するための当初及び継続的なコスト （適用の監査及び執行のコストを含む）が、IASBの予想と概ね一致しているかどうかを評価するよう求めている。

特に、全体的なコストが予想よりも著しく大きい場合、IASBはその理由を理解したいと考えている。また、回答者に対し、これらのコストを削減できる方法を提案し、その提案が要求事項の便益にどのように影響するかを検討するよう求めている。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

回答者への質問

IASBは以下の点も理解したいと考えている。

- どの開示が最も有用であるのか、また、その理由
- 回答者の見解では、提供されている情報は、企業のヘッジ活動を財務諸表の利用者が理解できるようにするという目的を満たすのに十分であるかどうか
- 提供されている情報の全体的な便益が予想よりも著しく低い場合には、その理由、及びIASBが当該情報の有用性を改善するために何ができるのか。

その他の事項

RFIは、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項およびIFRS第7号の関連する開示要求のPIRの一環として、IASBがさらに検討すべき事項があると回答者が考えるかどうかを質問している。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

コメント期間及び次のステップ

RFIは2027年1月26日までコメントを募集している。

コメント期間終了後、IASBは、追加的な分析およびその他の協議活動から収集された情報とともに、公開協議からのコメントを検討する。その後、IASBは、調査結果及び（もしあれば）次のステップを要約した報告書およびフィードバック・ステートメントを公表する。次のステップには、一貫した適用を支援する資料の開発、IFRS解釈指針委員会への問題の付託、又は基準設定の可能性の検討が含まれる可能性がある。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

追加情報

本修正についてご質問がある場合には、通常のデロイトの担当者にご連絡ください。また詳細については、次のWebサイトを参照いただきたい。

Deloitte IAS Plus
デロイトトーマツのWebサイト
IFRS基準別の解説
IFRS公開草案等の解説

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

iGAAP on DARTでは、完全版IFRS基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新のiGAAPマニュアル。IFRS基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAPのsustainability reportingは、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DARTへのサブスクリプションを申し込むには、ここをクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含むDARTの詳細については、ここをクリックしてください。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

Deloitte. トーマツ.
デロイト トーマツ



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

MAKING AN IMPACT THAT MATTERS since 1845

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited